

医療機関職員の認証を行う際の方法としては、

- ① 個々の医療機関職員を中継DBが認証する方法、あるいは
- ② 医療機関のシステムが個々の医療機関職員の認証を行い、中継DBが医療機関を認証する方法

の2つが考えられる。

この点については

- ① 国家資格を持つ医療従事者を認証する基盤
- ② 国家資格を持たない医療機関職員を認証する基盤
- ③ 医療機関を認証する基盤

などの認証基盤の適切な組み合わせによって安全性を確保する必要がある。

なお、利用者本人の管理する暗証番号を利用せずに医療保険資格の確認を行う場合には、暗証番号によって本人確認を行う場合と比較して本人確認の程度が低下することから、年金情報など他の社会保障情報への不正なアクセスを防ぐために、暗証番号を入力しないで確認する秘密鍵と暗証番号を入力して確認する秘密鍵を区別することを検討する必要がある。

## (2) ICカードの機能を使用したオンラインによる医療保険資格確認の実現により顕在化する課題と回避策

現在、就職・離職や転居等により医療保険資格の取得・喪失があった場合、その事由を一定期間内に医療保険者に届け出なければならないこととされている（健康保険法の場合5日以内、国民健康保険法の場合14日以内等）。

社会保障カード（仮称）のICカードの機能を使用してオンラインで医療保険資格の確認を行う場合、

- ・ 医療保険資格の取得・喪失事由等が発生してから実際に保険者に対して届出がなされるまで、又は、
- ・ 保険者が届出を受理してから保険者DBや中継DBの情報が更新されるまで

の間には、一定のタイムラグが発生するため、医療機関等がICカードの機能を使用してオンラインで中継DBにアクセスした際に、常に正しい情報を取得することができるとは限らないという課題が存在する<sup>6</sup>。

---

<sup>6</sup> 医療保険資格の取得・喪失の届出期限によるタイムラグは、現在も存在しているが、通常、資格喪失時に保険証を回収し、取得時に新たな保険証を交付しているため、大きくは顕在化していない。社会保障カード（仮称）の場合は、保険者を異動しても同じカードを保有